

地方自治法改正（平成20年・議員立法）

出典：第29次地方制度調査会 資料
(H21.4.24 第26回専門小委員会)

1 議会活動の範囲の明確化

各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るために各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとすること。

2 議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現行の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めること。

公布日 平成20年6月18日

施行日 平成20年9月1日

(参考) ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

改正後(現行)	平成20年改正前
<p>第一百条 ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。 ②～④ (略)</p>	<p>第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他の普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。 ②～⑤ (略)</p>

平成20年改正における議会活動の範囲の明確化のイメージ

政治活動

議員活動

各派代表者会議
広報・図書運営委員会
正副委員長会議
全員協議会
会派・議員による調査研究等

政治活動

議員活動
会派・議員による調査研究等

議会活動

議員派遣
各派代表者会議
広報・図書運営委員会
正副委員長会議
全員協議会等

議会活動

議員派遣等

本会議・
常任委員会・
特別委員会・
議会運営
委員会

本会議・
常任委員会・
特別委員会・
議会運営
委員会

※ 議員活動と政治活動は重なり合っている。